

令和 4 年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 4 年 3 月 2 日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 4 年 3 月 2 日 (水) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 4 年 3 月 2 日 (水) 1 1 時 3 2 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 川 波 剛 企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美 税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之 住 民 課 長 人権・同和対策室長 小 川 真 一 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭 こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡 生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 山 本 孝 議会事務局議会係長 田 中 晴 美

会 議 録

令和4年第1回定例会

[開会日]

令和4年3月2日（金）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 令和4年第1回筑前町議会定例会開会に際しまして、町民憲章の朗読を行います。皆様、ご起立願いたいと思います。 私のほうで、町民憲章の本文を朗読させていただきます。 皆様におかれましては、黙読でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 町民憲章。 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 以上でございます。 ありがとうございました。ご着席ください。
議 長	本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 ただいまから、令和4年第1回筑前町議会定例会を開会します。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番 深野良二議員及び7番 田口譲司議員を指名いたします。
日程第2	
議 長	日程第2「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日3月2日から11日までの10日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から3月11日までの10日間と決定いたしました。
日程第3	
議 長	日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 田頭町長
田頭町長	おはようございます。 本日は、令和4年第1回の定例会を招集いたしましたところ、全員ご出席いただき、ありがとうございます。 令和4年、最初の筑前町議会定例会の開会にあたり、議案等の提案理由に先立ちまして、令和4年度の施政方針を申し述べたいと思います。 新型コロナウイルスの影響を受け、早2年を経過したところです。人類の英知をもって、ワクチンや医薬品の開発等、当初に比べれば対応策も生まれてきている状況ではありますが、依然として感染状況は予断を許さない状況にあります。 これまでコロナ禍において、住民目線に立ち、様々な生活支援、地域活性化対策を講じてきたところではありますが、アフターコロナの目指すべき社会についても

	展望していく必要があります。 その中で、SDG s の視点に立って考える機会が増えてきたと感じております。SDG s は持続可能な開発目標と訳され、地球上の「誰一人取り残さない」を標語として、2030年までに解決を目指す17の社会課題を意味します。 これらは、一人ひとりの課題であるとともに、町としても現状を見つめ直し、新たな視点で価値創造を行い、社会に貢献する事業を生み出すことが必要であろうと考えるところです。 そのような中、令和4年度の特徴ある事業として、「民間活力との連携」「人材活用」「環境基盤整備」をキーワードに推進していきたいと考えています。 まず、第一に、民間活力との連携です。 本町山麓線沿いに、一昨年、「九電未来エナジー」という、間伐材等をチップ化し、バイオマス発電を行う施設が進出してきていただきました。この企業が進出していただいたことにより、町の林業が大きく動き出すことにつながります。これまで山主さんの負担となっていた山林の管理について、間伐、主伐を行ってくれる新たな企業も進出してくれることとなりました。 こういったことから、林業事業体における森林経営計画を策定することにより、企業と連携し、森林整備を促進することができます。間伐等が促進されることによりCO₂削減につながることに加え、間伐材が有効に処理されることで災害に強い森づくりが推進できます。そのため、令和4年度から「筑前町循環型森林経営」を推進していきたいと考えています。 また、今年の4月から民設民営による認可保育所が開設されます。人口増を支える若い世代の子育てニーズに対応していくことを期待しています。 さらに、夜須中学校の給食業務を民営化します。町内全ての小中学校の給食を民営化することにより効率的な運営を行うとともに、地産地消メニューを推進する等、食育を推進していきます。 次に、人材活用です。町ではふるさと納税の推進を図ることはさることながら、企業版ふるさと納税を推進するため、「筑前町まち・ひと・しごと創生推進計画」を策定いたしました。この制度は、地方創生の取り組みを応援するとともに、税制上の優遇措置が受けられる等、企業の皆様にとってもメリットのある制度です。この制度を推進するため、地域活性化センターや民間人材を活用することを視野に入れ、準備を進めていきたいと考えています。 さらに、自治体DXの推進です。国ではデジタル庁が発足し、自治体事務についてもデジタル化が推進されています。本町においても、この流れに遅れることなく対応するための専門部署、課内の室を設置したいと考えています。その中で、国等の制度を生かし、民間人材の活用も視野に入れていきたいと思ひます。 次に、環境基盤整備です。本町のため池は68か所ありますが、築造100年を超えているものが多く、施設の老朽化や安全性の確保等が課題となっています。そのため、ため池特措法を活用するとともに、地元受益者の協力を得ながら改修作業を推進していく所存です。 また、生活の基盤を支える施設として、本町には一般廃棄物処理施設サン・ポートがあります。この施設は、ダイオキシン等の排出を抑制する溶融炉型の施設ですが、操業から年月がたち、更新の時期が近づいています。地元区及び関係市町村と今後の在り方を協議するとともに、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります。各家庭で排出される生ごみについては、各家庭で処理できる生ごみ処理機の助成事業を行い、分別収集を推進する等、環境への負荷を低減し、持続可能な地域づくりを進めたいと思ひます。
--	--

	次に、北部地域活性化対策の一つとして、九州電力と包括連携協定を締結いたしました。さらに、国立夜須高原青少年自然の家とも同様に包括連携協定を締結する予定です。それぞれの強みを合わせ、連携し、北部振興策を練っていきたいと考えています。また、県道77号山麓線と200号バイパスの接続も推進いたします。 教育問題についてもSDGsの視点に立ち、三輪小学校の外壁工事、夜須中学校の中庭デザイン、三並小学校のグラウンドのグリーン化等を推進します。 このほか、企業誘致も喫緊の課題です。ヤクルトや食肉センターの早期建設の具体化を図るとともに、久留米筑紫野線の4車線化も相まって、企業誘致の機運が高まっています。町の雇用や魅力を向上させる企業誘致に取り組みます。 現在の筑前町のシンボルは、道の駅みなみの里と大刀洗平和記念館です。ポストコロナの社会を見据え、さらなるパワーアップ策を進めなければなりません。 また、国道386号の歩道整備や税金をはじめとする各種料金のコンビニ収納等にも積極的に取り組み、住みやすい・生活しやすいまちづくりを推進するところです。 ほかにも様々ございますが、特徴的なものを報告させていただきました。コロナ禍から一步前進するまちづくりを進め、後世に引き継ぐ1年にしたいという思いをもって臨んでまいります。 人口3万人の「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」を目指して、住民、議会、職員一体となって前進する筑前町づくりに努力していきたく思いますので、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。 それでは、本日提案します議案等22件の説明を申し上げます。 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員である田中富久美氏が令和4年6月30日をもって任期満了となるので、再任することについて議会の意見を求めるものです。 同意第1号 筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、筑前町固定資産評価審査委員会委員である三浦航氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるので、再任することについて議会の同意を求めるものです。 同意第2号 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任につきましては、委員の任期が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、新たに委員を任命することについて議会の同意を求めるものです。 議案第2号 町道の路線認定につきましては、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第3号 町道の路線廃止につきましても、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第4号 筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が発出されたことにより、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。 議案第5号 筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。 議案第6号 筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正しようとするものです。
--	---

	議案第7号 筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第8号 筑前町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、筑前町消防団の団員確保に向けた処遇改善を図るため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第9号 令和3年度筑前町一般会計補正予算（第12号）につきましては、補正額61万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ142億7,919万2,000円とするものです。 事業費の確定及び決算見込みにより減額補正する主なものは、 ・災害復旧事業 1億8,390万6,000円減 ・私立保育所運営費負担金事務 1億3,198万5,000円減 ・子育てのための施設等利用給付事業 3,125万5,000円減 などで、増額補正につきましては、 ・公共施設等整備基金への積立 3億7,229万6,000円 ・両筑平野用水事業 1,905万5,000円 ・ため池特措法劣化評価及び地震耐性評価業務 2,340万円 ・三輪小学校北側校舎外壁改修工事 6,761万9,000円 などを追加するものです。 議案第10号 令和3年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,631万1,000円とするものです。 議案第11号 令和3年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,490万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,314万円とするものです。 議案第12号 令和3年度筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入の予定額を1,061万1,000円増額し、収益的収入総額を13億3,704万2,000円、収益的支出の予定額を200万円減額し、収益的支出総額を13億2,443万1,000円、資本的収入の予定額を2,500万円減額し、資本的収入総額を4億5,957万3,000円、資本的支出の予定額を2,500万2,000円減額し、資本的支出総額を8億1,810万9,000円とするものです。 議案第13号 令和3年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の予定額を229万7,000円増額し、4億9,366万9,000円、収益的支出の予定額を131万6,000円減額し、4億8,606万6,000円、資本的支出の予定額を60万円減額し、9,619万8,000円とするものです。 次に、議案第14号から議案第20号までの令和4年度筑前町一般会計予算をはじめとする7会計の予算編成方針について概要を説明いたします。 新型コロナウイルス感染症は、現在も町民の皆様の生活や、飲食店をはじめとする事業者の皆様活動に大きな影響を与えています。 令和4年度当初予算は、引き続き徹底した感染拡大の防止を図り、社会経済の回
--	--

	復に向けた取り組みを全力で進めていくこととし、その上で、第2次筑前町総合計画で目指す将来像「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」の実現に向け、着実に計画を推進するための予算編成といたしました。 新型コロナウイルスに対する町民の皆様の生活支援策として、学校給食費の助成や保育所・幼稚園などの感染予防対策支援、地域経済対策として、キャッシュレス商品券の発行や農家の皆様の新たな販路開拓・飲食店の皆様の経営継続に向けた取り組みへの支援、また、ワクチン接種体制を確保し、感染拡大防止に努めてまいります。 総合計画の推進施策といたしましては、政策「学ぶ」では、教育環境の充実のため、スクールバス購入費の補助や夜須中学校校舎外壁の改修工事設計及び中庭の整備工事、文化の振興と歴史の継承のため埋蔵文化センターの実施設計。 政策「守る」では、防災・減災対策の充実のため、防災倉庫の新設や町内ため池の状況調査、機能的な都市・ゆとりある住まいの実現では、町営住宅改修工事や町内空家の実態調査、交通ネットワークの充実では、地域巡回バスの購入やオンデマンドバスの導入、環境保全・循環型社会の推進では、生ごみ処理機のモニタリング調査の実施や太陽光発電、蓄電池など省エネ設備の設置に対する補助、公園街灯のLED化。 政策「稼ぐ」では、農林業の振興として、改正食品衛生法による営業許可が必要となった農産物加工施設整備のための補助や町独自の有害鳥獣駆除報償金の創設。 政策「支える」では、食育の推進のため、学校給食に地産地消のメニューを追加することや夜須中学校給食の民間委託、また、政策推進のための事業基盤づくりのため自治体DXを推進し、行政手続きなどのオンライン化やコンビニ納付を導入します。 これらの取り組みにより、将来像「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」のより一層の実現を目指します。 議案第14号 令和4年度筑前町一般会計予算については、予算総額128億4,368万7,000円で前年度比9.9%の増、11億5,811万4,000円の増額となっています。 歳入につきましては、町税が31億9,137万3,000円で前年度比5.5%増。財源構成については、自主財源が46億9,674万1,000円で総予算の36.6%、依存財源が81億4,694万6,000円で総予算の63.4%の構成となります。また、一般財源額は85億5,591万1,000円となり、前年度比4.9%の増となっています。 歳出につきましては、人件費が職員給や会計年度任用職員の報酬・期末手当の増により前年度比1.3%増、扶助費が主に保育所等運営委託料や障害者自立支援給付費の増額により前年度比5.6%増、公債費が前年度比0.4%減となったため、義務的経費は前年度比2.7%の増となっています。 投資的経費のうち普通建設事業費は、令和3年度が骨格予算編成であったため、前年度比331.6%の増となっています。災害復旧事業費は前年度比23.8%減となったため、投資的経費は前年度比211.6%の増となります。 その他の経費のうち、補助費等以外の経費である物件費・維持補修費・積立金・投資及び出資金・繰出金が増となり、前年度比8.4%増となりました。特に物件費の増が大きく、新型コロナワクチン接種委託料をはじめとする各委託料の増により前年度比24.6%の増となっています。 議案第15号 令和4年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、予算総額35億6,060万1,000円、前年度比12.9%増、4億784万
--	--

	8,000円の増額となっています。歳出の主なものは、保険給付費25億7,337万5,000円です。 議案第16号 令和4年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額4億4,496万5,000円、前年度比4.2%増、1,803万3,000円の増額となっています。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億3,881万5,000円です。 議案第17号 令和4年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、予算総額1,059万4,000円、前年比3.2%の減で、35万2,000円の減額となっています。 議案第18号 令和4年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算につきましては、予算総額192万円、前年度比5.1%の増で、9万4,000円の増額となっています。 議案第19号 令和4年度筑前町下水道事業特別会計予算につきましては、収益的収入13億1,578万9,000円、収益的支出13億1,578万9,000円、資本的収入4億7,279万3,000円及び資本的支出8億2,102万6,000円の予定額となっています。 議案第20号 令和4年度筑前町水道事業会計予算につきましては、収益的収入5億627万4,000円、収益的支出5億285万1,000円、資本的収入0円、資本的支出1億79万円の予定額となっています。 なお、議案第14号から議案第20号につきましては、今会期中に設置されます予算審査特別委員会で十分ご審議を賜りたいと存じます。 また、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いをいたします。 以上、開会にあたりましてのあいさつと議案の提案理由の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	それでは、議案書の3ページをお願いいたします。 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。 本日付提出、町長名でございます。 氏 名 田中富久美 生年月日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町 提案理由につきましては、先ほど町長が述べたとおりでございます。 なお、田中氏の経歴等につきましては、別添参考資料1ページをご確認いただきたいと思います。 以上でご説明に代えます。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。

	これから、質疑を行います。 木村博文議員
木村博文議員	まず、会期中において私の発言において、座ったままの質問を許可願います。
議 長	許可します。 木村博文議員
木村博文議員	ただいまの推薦についてお尋ねいたします。 この田中富久美氏は、私もよく知っております。この方においては適任だと私も思うところであります。 しかし、この方、何期されてあるかですね、ちょっと説明ありませんでしたけれども、経歴書にもあるように、リブラの館長をされてありまして大変お忙しい方でおられます。積極的に活動されてあります。ものすごく負担がかかるのではないかなと心配しております。 本町においては3万人の人口の中から、ほかにもおられたのではないかと。この方を推薦に至った経緯、また、理由をもう少し詳しく説明をお願いします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 この田中氏につきましては、1期目が終わりました2期目を迎えるということでございます。1期3年という任期でございまして、人権擁護委員の方々につきましては7名おられます。そのうちの1名の方に該当するわけでございます。 おっしゃいましたようにリブラの館長等もされておりまして、人権擁護委員法に基づきますと、そういったいろんな団体を抱えるような職員で、見識がある。それと、確かにリブラの館長という要職をかってありますけれども、そういった中でも今現在、十分な擁護委員としての任務を果たされているということで、適任であるということで、今回改めてまた推薦をさせていただくという経緯になったところでございます。 よろしくお願いいたします。
議 長	よろしいですか。 ほかに質問ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。 諮問第1号は、推薦者を適任であることに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は適任であることを決定いたしました。
日程第5	
議 長	日程第5 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書の4ページをお願いいたします。

	同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」 筑前町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。 本日付提出、町長名でございます。 氏 名 三浦航 生年月日 住 所 福岡県朝倉市 提案理由につきましては、町長が説明したとおりでございます。 なお、三浦氏の経歴等につきましては、別添参考資料2ページをご確認いただきたいと思います。 以上で説明に代えさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	三浦氏は朝倉市の方なのですが、筑前町に適任者はいらっしゃらなかったのかお尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 固定資産評価審査委員の設置選任につきましては、現在3名おられます。その中で、当然のことながら市町村の住民で、市町村税の納付義務者もさることながら、固定資産の評価について学識経験を有する者といった点で選任をする必要性がございます。その中で、税理士、不動産鑑定士の方を交えて、それと納税義務者を1名含めました3名で、この間、委員の同意を求めてきたところでございます。 今回、三浦氏につきましては税理士、これは甘木・朝倉税理士会を通じて推薦をお願いしたところでございまして、税理士会のほうからこの方の推薦をいただきましたので、今回、三浦氏を再任させていただく案件でご提案を申し上げているところでございます。 以上です。
議 長	ほかに質問ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。 同意第1号は、これに同意することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は同意することに決定いたしました。
日程第6	
議 長	日程第6 同意第2号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を議題とします。

	説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書の５ページをお願いいたします。 同意第２号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。 本日付提出、町長名でございます。 氏 名 泉高杉 生年月日 住 所 福岡県朝倉郡東峰村 提案理由につきましては、先ほど町長が述べたとおりでございます。 なお、この泉氏の経歴等につきましては、別添参考資料３ページをご確認いただきたいと思ひます。 以上で提案に代えさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 同意第２号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」 を採決します。 同意第２号は、これに同意することに賛成の方、挙手願ひます。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は同意することに決定いたしました。
日程第７～日程第１８	
議 長	次に、日程第７から日程第１８までを会議規則第３５条の規定により、一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第７ 議案第２号から日程第１８ 議案第１３号までは、議案の説明のみ行いたいと思ひます。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 建設課長
建設課長	議案書の６ページをお願いいたします。 議案第２号「町道の路線認定について」 別紙のとおり町道路線を認定するものとする。 本日付、町長名でございます。

	提案理由は、先ほど町長説明のとおりでございます。 次の７ページのほうに新たに町道認定する４路線をそれぞれ記載いたしておりますが、この４路線につきましては全て民間開発に伴い寄附を受けたもので、今回、新たに路線認定を行うものでございます。 具体的な箇所につきましては、別途に位置図等の参考資料を配付させていただいておりますので、そちらをご参照いただきたいと思います。 続きまして、議案書の８ページをお願いいたします。 議案第３号「町道の路線廃止について」 別紙のとおり町道路線を廃止するものとする。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましても、先ほど町長の説明のとおりでございます。 次の９ページをお願いいたします。 廃止路線を記載いたしておりますが、２路線全て、町営松延団地の土地売却に伴い路線を廃止するものでございます。 なお、廃止路線の箇所につきましても、先ほどと同様、別途に参考資料を配付させていただいておりますので、そちらをご参照いただきたいと思います。 以上でございます。 よろしくお願いいたします。
議 長	総務課長
総務課長	続きまして、議案書の１０ページをお願いいたします。 議案第４号「筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が説明しましたとおりでございます。 議案書の１１ページをお開き願いたいと思います。 筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。１１ページには、現行と改正案の対照表となっております。 国家公務員に係ります妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が発出されております。このことによりまして、育児休業や部分休業を取得するために在職１年以上の要件がございましたが、今回削除がなされております。また、職員、その配偶者が妊娠出産をした際の職員への情報提供やフォローアップ体制を充実させることが盛り込まれております。 このことによりまして、地方公務員法第２４条第４項の規定に基づき、条例の第２条及び第１７条に規定しておりました在職１年以上の要件を削除するとともに、第２１条に妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等を、第２２条に勤務環境の整備に関する措置を新たに追加するものでございます。 附則といたしまして、この条例は令和４年４月１日から施行するものでございます。 続きまして、議案書の１３ページをお開き願いたいと思います。 議案第５号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましても、先ほど町長が説明したとおりでございます。 議案書の１４ページをお願いいたします。

	「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例」 現行と改正案の対照表となっているところでございます。 令和3年8月10日の人事院勧告を受け、政府においては、民間への影響などコロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等、政府全体の取り組みとの関連を考慮いたしまして、令和3年度の引き上げ相当額については令和4年6月の期末手当から減額することで調整されることとなりました。 国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴いまして、条例の第6条に規定しております支給割合0.05月分を減とするため、100分の167.5から100分の162.5に改正するものでございます。 附則といたしまして、第1項として、この条例は公布の日から施行するものとしたしております。また、附則の第2項といたしまして、令和4年6月に支給いたします期末手当に関する特例措置といたしまして、令和3年12月に支給された期末手当の額に0.1月分といたしまして、167.5分の10を乗じて得た額を調整額として減ずるものでございます。 以上でございます。 続きまして、議案書の15ページをお開き願いたいと思います。 議案第6号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由につきましても、町長が説明したとおりでございます。 議案書の16ページをご覧くださいと思います。 「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」 ここに現行と改正案の対照表を並べているところでございます。 改正の理由につきましては、先ほど述べました、筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の内容と同様でございまして、条例でいきますと、第4条に規定しております支給割合を0.05月分の減とするために、100分の167.5から100分の162.5に改正するものでございます。 附則の第1項及び第2項につきましては、先ほどご説明しました内容と同様でございまして、減額調整を行う予定でございます。 続きまして、議案書の17ページをお開き願いたいと思います。 議案第7号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましても、町長が説明したとおりでございます。 議案書の18ページをお願いいたします。 改正理由等につきましては、先ほどから述べておりますけれども、前条例の内容と同様でございます。 条例の第23条第2項に規定しております支給割合を0.075月分減とするため、100分の127.5から100分の120に、管理職員にあっては100分の107.5から100分の100に改正するものでございます。 また、第3項では再任用職員に対します前項規定の適用において、同項に掲げております100分の127.5を100分の120に、支給割合を0.05月分減とするために、100分の72.5を100分の67.5に、管理職については同様に
--	--

	100分の107.5を100分の100に、支給割合を0.05月分減とするために100分の72.5を100分の67.5に改正するものでございます。一般職員についてはトータルで0.15月、再任用職員につきましては0.1月分の減ということになっているところでございます。 附則といたしましては、第1項としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。附則の第2項といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、再任用職員以外の職員、一般職員でございますが、令和3年12月に支給された期末手当の額に0.15月分として127.5分の15を、うち管理職員も同様に、107.5分の15を乗じて得た額を、また、再任用職員につきましては0.1月分としまして72.5分の10を、うち管理職員は62.5分の10を乗じて得た額を調整額として減ずるものでございます。 附則第3項としまして、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしているものでございます。 以上、議案第7号までの説明に代えさせていただきます。 よろしく願いいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	議案書20ページをお願いいたします。 議案第8号「筑前町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、事前の町長説明のとおりです。 21ページから22ページが新旧対照表となっております。 今回の主な改正につきましては、提案理由にある法律に基づき、全国的に消防団員が減少傾向にある中、一方で災害が多様化、激甚化するなど、一人ひとりの消防団員の負担も大きくなってきており、こうした消防団員の労苦に報いるため消防団員の処遇改善が不可欠であることから、消防庁において検討がなされ、その報告及び国県の通知を踏まえまして、団員の報酬の見直し及び出勤報酬の創設を行うため条例を改正するものです。 それでは、21ページ改正案をご説明させていただきます。 第8条、服務規律につきましては、国が例示した条例改正案に合わせて災害の定義を整理したものでございます。 第12条、報酬については、国の通達により団員階級の報酬を3万6,500円を標準額として、団員より上位階級にあるものは業務負荷や職責等を勘案して均衡を取ることでなっていることから、班長、本部員、機関員、団員を改正しているものです。 また、近隣市町村の報酬及び町の消防団の報酬体系等を総合的に勘案して、団長報酬を3万円減額しております。 また、第12条2項につきましては、これまで費用弁償としていた災害出勤手当を出勤報酬として創設するよう通達が来ており、1日あたり8,000円を標準として示されているため、半日として4時間以内を4,000円とし、4時間以上を8,000円とするものです。 第13条、費用弁償については、改正前の表を整理し、災害を除く警戒及び訓練等の場合は2,000円の費用弁償を支給するとして整理しております。 最後に、附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。 以上、提案させていただきます。

議 長	財政課長
財政課長	議案書の23ページをお願いします。 議案第9号「令和3年度筑前町一般会計補正予算（第12号）について」令和3年度筑前町一般会計補正予算（第12号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。 別冊の令和3年度一般会計補正予算（第12号）をお願いします。 1ページです。 令和3年度筑前町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億7,919万2,000円とするものです。 第2条の繰越明許費につきましては、6ページの第2表になります。 令和3年度国の補正予算によるものなど、本年度中に支出が終わらない見込みのものについて、翌年度に繰越して事業を行うものであります。 7ページです。 第3条の地方債補正につきましては、第3表になります。 追加の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債5,370万円は、両筑平野用水二期事業が令和4年度から一部前倒しになったことによる事業負担に伴う農林債として920万円、三輪小学校北側校舎外壁改修に対する教育債として4,450万円を借り入れるものです。 変更の合併特例債は限度額を9,890万円に、災害復旧事業債は限度額を8,110万円に減額するものです。 8ページが歳入、9ページが歳出の総括表です。 歳出のほうから説明いたします。 17ページをお願いします。 歳出につきましては、減額については決算見込みによる不用額の減額となります。増額の主なものを説明いたします。 18ページをお願いします。 2款1項6目財政調整基金費から19ページの17目そつたく基金費まで及び21ページ、37目観光振興基金費、39目新型コロナウイルス感染症対策基金費については、元金及び利子積立金を増額するものです。 18ページに戻っていただきまして、6目財政調整基金費の元金積立金7,930万3,000円は、前年度繰越金の2分の1を積み立てるもの、19ページの10目公共施設等整備基金費の元金積立金3億7,196万6,000円は、今後の施設改修のために積み立てるものです。 22ページです。 2款3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料の住民基本台帳システム改修委託料435万6,000円の増額は、転入転出手続きのワンストップ化に対応するためのシステム改修委託料です。 18節の通知カード・番号カード関連交付金341万8,000円の増額は、個人番号カード発行等を委託している団体への交付金です。 24ページです。 3款1項1目社会福祉総務費の27節繰出金762万2,000円の増は、国保特別会計への繰出金を増額するものです。 26ページです。 3款1項6目障害者福祉費の19節扶助費4,016万5,000円は、障害者自

	立支援給付費の増によるものです。 27ページ、3款2項2目児童措置費の18節保育士等処遇改善臨時特例交付金225万7,000円の増額は、保育士等の収入引き上げを図るため、保育所等に交付するものです。 29ページです。 5款1項5目農地費1,905万5,000円の増額は、両筑平野用水県営二期事業に対する負担金の増額です。 6目農業土木費12節委託料2,340万円は、ため池特措法劣化状況評価業務及び地震耐性評価業務を委託するもので、県補助金により実施するものです。 34ページをお願いします。 9款5項三輪小学校費6,761万9,000円の増額は、北側校舎外壁改修に要する管理業務委託料及び工事請負費を増額するものです。 次に、歳入の主なものを説明します。 10ページをお願いいたします。 2款3項森林環境譲与税2万1,000円の増額は、額決定によるものです。 11款地方特例交付金3,063万4,000円の増額は、コロナ対策に係る特定措置により、固定資産税が減少する場合に交付される新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金によるものです。 12款地方交付税1億9,665万1,000円の増額は、国の令和3年度補正予算第1号により、地方交付税のうち普通交付税の再算定が行われたことによるものです。 14款1項5目農林水産費分担金の農業水利施設保全対策事業分担金189万5,000円の増額は、両筑平野用水県営二期事業に対する受益者分担金です。 11ページです。 15款使用料及び手数料1,687万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による公共施設の使用料等の減によるものです。 16款国庫支出金の増減につきましては、決算見込みによるものです。 なお、1項10目災害復旧費国庫負担金1億4,863万2,000円の減額は、県負担金に組み替えたことによるものです。 12ページです。 17款県支出金の増減額につきましても、決算見込みによるものでございます。 14ページです。 18款1項財産運用収入391万9,000円は、債券運用利子収入による増額、2項財産売却収入344万4,000円は、町有地売却収入の増額によるものです。 19款寄附金34万円は、大刀洗平和記念館寄附金の増額によるものです。 15ページ、20款2項基金繰入金は、1節財政調整基金繰入金5,739万円の減額のほかは対象事業の決算見込みによるものです。 16ページです。 22款5項雑入のうち、後期高齢者医療過年度療養給付費負担金返還金が1,175万6,000円の増額となっております。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	議案書24ページをお願いいたします。 議案第10号「令和3年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」

	令和3年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の国保特別会計補正予算（第3号）をお手元にお願いいたします。 1ページです。 令和3年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,631万1,000円とするものです。 事項別明細書でご説明申し上げます。 7ページをお願いいたします。 まず、歳出からご説明いたします。 減額補正につきましては、額の確定及び決算見込みによるものですので、詳細説明は省略させていただきます。増額補正は2件です。 2款4項出産育児諸費210万2,000円の増額補正です。これは出産育児一時金支出の決算見込額に不足が生じる見込みがありますので、このことから増額対応をさせていただくものでございます。 次に、8ページ、9款1項6目過年度特別調整交付金返還金13万2,000円は、2年度実績報告などに伴う精算による返還金となっております。 次に、歳入の6ページをお願いいたします。 歳出と同じく額の確定及び決算見込みによる計上でございまして、5款国庫支出金災害臨時特例補助金600万円につきましては、1月20日の第1回臨時会で可決いただきました一般会計補正予算（第11号）において、国保特別会計繰出金600万円の減額に対応するもので、コロナの影響で収入が減収した被保険者の減免措置した額の10分の4相当額は特別調整交付金措置、10分の6相当額につきましては措置がなかったことから、この補填に地方創生臨時交付金を充当することで9月補正でお願いしておりましたが、国の方針転換によりまして、前年度同様、補助金対応となったことから、今回、同額の600万円を計上するものでございます。 10款繰入金162万2,000円の増額補正につきましては、歳出で説明いたしました出産育児諸費はじめ、決算見込み及び額の確定による計上でございますが、その他一般会計繰入金379万8,000円の減額につきましては、先ほど説明いたしました一般会計の国保特別会計繰出金600万円の減額分と地方単独事業の医療給付費影響分220万2,000円増額分による差し引き額となっております。 以上で、今議会におきまして補正予算をお願いいたします国保特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。 よろしくお願いいたします。 続きまして、議案書25ページをお願いいたします。 議案第11号「令和3年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」 令和3年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお手元にお願いいたします。 1ページです。
--	---

	令和3年度筑前町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,490万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,314万円とするものです。 事項別明細書の歳入6ページ、歳出7ページをお願いいたします。 今回の補正予算につきましては、7ページ、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金、6ページ、歳入の保険料ほか、額の確定及び決算見込みによります減額補正でありまして、詳細説明は省略をさせていただきますが、6ページ、歳入の5款繰入金3目その他一般会計繰入金30万円の減額補正につきましては、先ほど国保特別会計で説明いたしましたことと同様で、コロナの影響で収入が減収した被保険者の減免措置した額の10分の6相当額の補填に地方創生臨時交付金を充当することで9月補正でお願いし、国の方針転換によりまして補助金対応となったことから、1月20日の第1回臨時会で可決いただきました一般会計補正予算（第11号）での繰出金30万円の減額に対し、今回、減額対応するものでございます。 なお、国保特別会計と異なりますのは、広域連合で補助金対応措置いたしますので、一般会計繰入金の減額のための補正予算計上となります。 以上で、今議会におきまして補正予算をお願いいたします後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	議案書の26ページをお願いしたいと思います。 議案第12号「令和3年度筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）について」令和3年度筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。 別冊の令和3年度筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）をお願いしたいと思います。 1ページをお開きください。 令和3年度筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）。 第1条 令和3年度筑前町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。 第2条 令和3年度筑前町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 収入です。 第1款第3項特別利益1,061万1,000円を増額し、収入総額を13億3,704万2,000円とするものでございます。 支出です。 第1款第1項営業費用200万円を減額し、支出額を13億2,443万1,000円とするものでございます。 2ページをご覧ください。 第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億5,853万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,169万5,000円、当年度分損益勘定留保資金3億3,684万1,000円で補填するものでございます。 収入です。 第1款第1項企業債2,500万円を減額し、収入総額を4億5,957万3,0

	00円とするものでございます。 支出です。 第1款第1項建設改良費2,500万2,000円を減額し、支出額を8億1,810万9,000円とするものでございます。 3ページをお開きください。 第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり補正する。 限度額を8,960万円に補正するものでございます。 続きまして、補正の内容について説明をいたしたいと思います。 16ページをお開きください。下から3行目でございます。 1款3項2目過年度損益修正益でございます。こちらにつきましては、筑前町が加入しております宝満川上流流域下水道に対しまして、毎年、維持管理負担金を県からの請求に基づき負担しておりますけれども、令和2年度決算において余剰金が発生したことで、精算するにあたり返還金として受け入れることとなったため、1,061万1,000円を増額するものでございます。 次のページ、17ページをお開きください。 支出でございます。 1款1項1目管渠費23節工事請負費並びに同項2目処理場費、21節委託料でございますけれども、額が確定いたしましたので、それぞれ100万円を減額するものでございます。 続きまして、20ページをお開きください。 資本的収入でございます。 1款1項1目建設改良企業債ですけれども、工事費並びに流域下水道建設負担金の確定に伴いまして2,500万円を減額し8,960万円とするものであり、この補正予算第4条に記載しております起債の限度額と同額になるものでございます。 21ページをお開きください。 支出でございます。 1款1項1目施設整備費21節委託料140万円並びに23節工事請負費1,640万円の合計、1,780万円の減額。こちらにつきましては、先ほどの収入の説明と同様に、今年度の事業費、工事費が確定したことによりますものでございます。 同項2目流域下水道建設負担金につきましても、福岡県の工事費、こちらのほうが確定したことで720万2,000円が不用額となり、同額を減額するものでございます。 以上で筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。 続きまして、議案書27ページをお願いいたします。 議案第13号「令和3年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）について」令和3年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。 別冊の令和3年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）をお願いいたします。 1ページをお開きください。 令和3年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）。 第1条 令和3年度筑前町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 第2条 令和3年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 収入でございます。
--	--

	第1款第1項営業収益225万円を増額し、同款第3項特別利益4万7,000円を増額し、収入総額を4億9,366万9,000円とするものでございます。 支出です。 第1款第1項営業費用131万6,000円を減額し、支出総額を4億8,606万6,000円とするものでございます。 2ページをご覧ください。 第3条 令和3年度筑前町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の額を次のとおり補正する。 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,619万8,000円は、過年度損益勘定留保資金9,619万8,000円で補てんするものでございます。 支出でございます。 第1款第1項建設改良費を60万円減額し、支出総額を9,619万8,000円とするものでございます。 内容について説明をいたしますので11ページをお開きください。 1款1項1目給水収益水道料金ですけれども、これまでの実績に基づきまして伸び率及び平均使用料金にて算出しておりましたが、平均使用料金、こちらのほうが想定ほど伸びなかったことで600万円を減額し、3億2,000万円とするものでございます。 同項3目加入金につきましては、新規加入者、こちらのほうが想定を超える見込みとなったために825万円を増額し、合計の2,079万円とするものでございます。 同款3項2目過年度損益修正益、こちらにつきましては4万7,000円を補正するもので、工事書類の提出の遅れ等により、遡って料金を賦課して徴収することによるものでございます。 続きまして、14ページをお開きください。 収益的支出でございます。 1款1項3目総係費18節修繕費でございますけれども、水道メーターの交換に係る金額等が確定したことによりまして140万円を減額するものでございます。 同項4目減価償却費、こちらにつきましては、令和2年度決算におきまして額が確定したことにより8万4,000円を増額するものでございます。 続きまして、18ページをお開きください。 資本的支出でございます。 1款1項4目営業設備費、量水器でございます。予算額に対しまして、新規購入個数並びに金額、こちらのほうが確定しましたので60万円減額するものでございます。 以上で水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第19～ 日程第25	
議 長	次に、日程第19から日程第25までを会議規則第35条の規定により、一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第19 議案第14号から日程第25 議案第20号までは、全議員の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。

	これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、そのように決定をいたしました。 ここで、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。 深野良二議員
深野議員	予算審査特別委員会の委員長に副議長の横山善美議員を、そして、副委員長に総務建設常任委員会委員長の木村博文議員を推薦いたします。
議 長	ただいま深野良二議員から発言がありましたように、委員長に横山善美副議長、副委員長に木村博文総務建設常任委員会委員長ということでございます。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、横山善美副議長、予算審査特別委員会委員長就任のご挨拶を演壇にてお願いをいたします。 横山善美副議長
横山副議長	ただいま予算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。 少子高齢化による地方の過疎化・高齢化が深刻になる中、異常気象による自然災害が毎年のように発生しています。また、いまだに日本全国で猛威を振るう新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町村の行財政運営は厳しい状況に置かれています。 住民生活の安心と安全を確保すること、また、持続可能な地域社会の確立を目指して、来るべき新しい時代における様々な可能性を受け入れるための体制整備を進めていく必要があります。我々筑前町議会も、これらの課題にしっかりと取り組む覚悟です。 町執行部におかれましては、厳しい財政状況の中、住民福祉の増進と地域発展に寄与するものとして、確信をもって予算案を提出されたものと思いますが、議会は議会の立場として、その施策や予算は適正・適切であるか、十分に論議を重ねたいと思います。 限られた審査期間でありますので、効率的に委員会が運営できますよう、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、委員長就任の挨拶といたします。
散 会	
議 長	以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会したいと思います。 お疲れさまでした。 (1 1 : 3 2)